

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
女性アスリートの育成・支援プロジェクト「女性アスリートの支援プログラム」（育児サポート）再委託事業（令和2年度）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	R2. 7. 1	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6 3F	7010005017932	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 パラリンピック競技種目の選手が子育てを行いながらトップアスリートとして競技を継続できるように育児環境を整備するには、パラリンピック競技唯一の中央競技団体である公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会と連携して行う必要があるため。	3,000,000	2,984,800	99.49%	0	公財	国所管	1	概算契約
仮本部事務所仮設許可申請等業務委託（令和2年度）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	R2. 7. 14	株式会社都市計画設計研究所 東京都新宿区山吹町261番地	3011101014430	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 建物の設計者と同一の者が申請等を行わなければならないため。	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	3,711,400	—	0	—	—	—	
独立行政法人日本スポーツ振興センター個別施設計画策定業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	R2. 7. 20	パシフィックコンサルタンツ株式会社首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 技術審査委員会において採択された者と契約を締結するため。	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	64,350,000	—	0	—	—	—	
仮本部事務所賃貸借 一式（再リース）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	R2. 7. 21	大和リース株式会社 東京都千代田区飯田橋2-18-2	4120001077476	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 現時点において、令和2年8月以降においても引き続き仮本部事務所を利用し続けることが必要となったため。	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	30,546,450	—	0	—	—	—	
トラッキングシステムの機能拡張及び保守作業	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	R2. 7. 27	株式会社Qconcept 東京都千代田区平河町2-7-3PMO平河町2F	4011001071802	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 権利譲渡不可能である「トラッキングエンジン」を基盤としたカスタマイズ及び機能拡張を実現できるのは、開発者である株式会社Qconceptのみであるため。	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	8,800,000	—	0	—	—	—	
スポーツ振興くじ事業における広告宣伝・広報業務（令和2年度BIG8月施策）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	R2. 7. 31	株式会社博報堂 東京都港区赤坂5-3-1	8010401024011	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 企画競争を実施し、選定した契約相手方との間で締結した基本契約（平成29年12月15日付）第1条第1項及び第2条に基づく個別契約	600,000,000	600,000,000	100.00%	0	—	—	—	概算契約

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。